

旅費規則

(総 則)

第1条 社団法人山梨県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、本会の役員、委員等が会務のため出張したときの旅費の支払いについて、定款43条の規定に基づき本規則を定める。

(出張の経路)

第2条 出張の経路は、最も合理的かつ経済的な経路・手段を選択することとする。ただし、特別の時由がある場合は、この限りではない。

(旅費の内容)

第3条 本規則で定める旅費とは、次の各号をいう。

- (1) 鉄道運賃
- (2) 船舶運賃
- (3) 航空運賃
- (4) 陸行費

(鉄道運賃・船舶運賃)

第4条 特急料金、急行料金、座席指定料金は、実際に利用した場合、役職にかかわらずその実費を支払う。

(航空運賃)

第5条 航空運賃は、実費を支払う。なお、航空機を利用する場合において、往復割引運賃が適用されるときは、これにより計算する。また、往復割引運賃に比べ格安な運賃で搭乗したときは、これにより計算する。

(陸行費)

第6条 陸行費とは、出張期間中実際に利用した電車、バス、タクシー、その他の乗車賃をいう。
2. 陸行費は、本会が必要と認めた実費を支払う。

(宿泊費)

第7条 交通費と宿泊費がセットされた旅行商品（以下「パック旅行」という。）を利用した場合は、パック旅行費の実費を支払う。ただし、第4条～第7条に定める規定により計算した旅費を限度とする。

(旅 程)

第8条 旅費は、本会の命により特に迂回する場合を除き、順路により直行したときの費用を支払い、私事のため迂回又は滞在したために要した費用は支払わない。
2. 交通杜絶その他、やむをえない事故のため迂回又は滞在した場合、本会は、その事実の証明に基づき承認した範囲内で、旅費の支払いを行う。
3. 出張中、業務外の理由により負傷し、又は疾病にかかり滞留した場合は、その期間に対する旅費の支払いは行わない。ただし、本会が特に必要と認めたときは、本規則に定める旅費の範囲内、適当と認める額を支払うことができる。

(旅費の加給)

第9条 本会以外の者と同行する場合は、本会が適当と認める額の旅費を支払う。
2. その他特別の事情がある場合は、第1項に準じて取り扱う。

(旅費の仮受)

第10条 旅費は概算をもって仮受することができる。
2. 出張が終了し帰任したときは、5日以内に第1項の仮受を精算しなければならない。

(変 更)

第11条 本規則の改廃は、定款第43条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第12条 本規則は、平成20年12月1日より施行する。